


女性活躍推進法に関する個別相談会のお知らせ

女性活躍推進法について、和歌山労働局では下記日程で個別相談会を開催いたします。
担当者が常駐しておりますので、是非御活用下さい。

日程	平成28年1月25日(月)、27日(水)、29日(金) 2月12日(金)、19日(金)、26日(金)	
時間	13時～17時	
予約	不要ですが、事前に予約いただいた場合お待たせせずに対応できます。	
場所	和歌山労働局雇用均等室 〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4F	

女性活躍推進法においては、従業員 301 人以上の企業に対し、次の取組が求められています。

ステップ1 自社の状況把握、課題分析	ステップ2 課題に応じた目標を設定し、行動計画を策定、労働局への届出
<p>次の4項目(基礎項目)は必ず把握、その他項目(選択項目)も必要に応じて把握して下さい。</p> <p>①採用した労働者に占める女性労働者の割合 ②男女の平均継続勤務年数の差異 ③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況 ④管理職に占める女性労働者の割合</p> <p>◆例えば、状況把握の割合の出し方等についての相談等に応じます◆</p>	<p>行動計画には(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んで下さい。</p> <p>◆例えば次のような相談に応じます◆</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の状況は把握したが、どのような目標が適切か。 既に女性が活躍しているのでやることがない。 均等法に違反しない目標を設定したい。 <p>※目標を設定するのは最終的には企業ですので、労働局が目標を指定することはありません。</p>
ステップ3 情報の公表	その後 認定に向けての取組
<p>自社の女性の活躍状況をインターネットで公表する必要があります。</p> <p>公表項目は、ステップ1の基礎項目を含むいくつかの選択肢の中から1つ以上を選択して公表します。</p> <p>◆例えば、公表内容、公表方法についての相談に応じます◆</p>	<p>行動計画を策定した企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けると、認定マークを求人広告等に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRできます。</p> <p>◆例えば、次のような相談に応じます◆</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社の現在の達成状況で認定は可能か。 今後認定を取得するためにはどう取り組めば良いか。

お申し込みは **和歌山労働局雇用均等室** まで (担当：松永、岡崎)

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4F

TEL:073-488-1170 FAX:073-475-0114

事前予約はお電話で受付いたします。

※開庁時間 平日 8:30～17:15 上記日程以外でも開庁時間には相談に応じます。

